

第7章 保健体育

1 中学校保健体育科の内容のまとめ

中学校保健体育科における内容のまとめは、以下のようになっている。

〔体育分野 第1学年及び第2学年〕

- A 体づくり運動
- B 器械運動
- C 陸上競技
- D 水泳
- E 球技
- F 武道
- G ダンス
- H 体育理論（1）運動やスポーツの多様性
（2）運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方

〔体育分野 第3学年〕

- A 体づくり運動
- B 器械運動
- C 陸上競技
- D 水泳
- E 球技
- F 武道
- G ダンス
- H 体育理論（1）文化としてのスポーツの意義

〔保健分野〕

- （1）健康な生活と疾病の予防
- （2）心身の機能の発達と心の健康
- （3）傷害の防止
- （4）健康と環境

2 中学校保健体育科における「内容のまとめりごとの評価規準」作成の手順

ここでは、〔体育分野〕第1学年及び第2学年「E 球技」、〔保健分野〕第2学年「(3) 傷害の防止」を取り上げて、「内容のまとめりごとの評価規準」作成の手順を説明する。

まず、学習指導要領に示された教科及び学年の目標を踏まえて、「評価の観点及びその趣旨」が作成されていることを理解する。その上で、①及び②の手順を踏む。

<例1 〔体育分野〕第1学年及び第2学年「E 球技」>

【中学校学習指導要領 第2章 第7節 保健体育 第1 目標】

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1)	(2)	(3)
各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。	運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。	生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

(中学校学習指導要領 P.115)

【改善等通知 別紙4 体育・保健体育(1)評価の観点及びその趣旨<中学校保健体育>】

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
運動の合理的な実践に関する具体的な事項や生涯にわたって運動を豊かに実践するための理論について理解するとともに、運動の特性に応じた基本的な技能を身に付けている。また、個人生活における健康・安全について科学的に理解しているとともに、基本的な技能を身に付けている。	自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて、課題に応じた運動の取り組み方や目的に応じた運動の組み合わせ方を工夫しているとともに、それらを他者に伝えている。また、個人生活における健康に関する課題を発見し、その解決を目指して科学的に思考し判断しているとともに、それらを他者に伝えている。	運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、運動の合理的な実践に自主的に取り組もうとしている。また、健康を大切にし、自他の健康の保持増進や回復についての学習に自主的に取り組もうとしている。

(改善等通知 別紙4 P.19)

【中学校学習指導要領 第2章 第7節 保健体育「第2 各学年の目標及び内容」

〔体育分野 第1学年及び第2学年〕 1 目標

(1)	(2)	(3)
運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わい、運動を豊かに実践することができるようにするため、運動、体力の必要性について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。	運動についての自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。	運動における競争や協働の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の役割を果たす、一人一人の違いを認めようとするなどの意欲を育てるとともに、健康・安全に留意し、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。

(中学校学習指導要領 P. 115)

【改善等通知 別紙4 体育・保健体育（2）学年・分野別の評価の観点の趣旨

＜中学校 保健体育＞第1学年及び第2学年】

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
各運動の特性や成り立ち、技の名称や行い方、伝統的な考え方、各領域に関連して高まる体力、健康・安全の留意点についての具体的な方法及び運動やスポーツの多様性、運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方についての考え方を理解しているとともに、各領域の運動の特性に応じた基本的な技能を身に付けている。	運動を豊かに実践するための自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて、課題に応じた運動の取り組み方や目的に応じた運動の組み合わせ方を工夫しているとともに、それらを他者に伝えている。	運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、公正、協力、責任、共生などに対する意欲をもち、健康・安全に留意して、学習に積極的に取り組もうとしている。

(改善等通知 別紙4 P. 20)

① 各教科における「内容のまとめ」と「評価の観点」との関係を確認する。

E 球 技

球技について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動について、勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、球技の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、基本的な技能や仲間と連携した動きでゲームを展開すること。
 - ア ゴール型では、ボール操作と空間に走り込むなどの動きによってゴール前での攻防をすること。
 - イ ネット型では、ボールや用具の操作と定位置に戻るなどの動きによって空いた場所をめぐる攻防をすること。
 - ウ ベースボール型では、基本的なバット操作と走塁での攻撃、ボール操作と定位置での守備などによって攻防をすること。
- (2) 攻防などの自己の課題を発見し、合理的な解決に向けての運動の取り組み方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えること。
- (3) 球技に積極的に取り組むとともに、フェアなプレイを守ろうとすること、作戦などについての話合いに参加しようとする、一人一人の違いに応じたプレイなどを認めようとする、仲間の学習を援助しようとするなどや、健康・安全に気を配ること。

（下線） …知識及び技能に関する内容

（波線） …思考力、判断力、表現力等に関する内容

（二重線） …学びに向かう力、人間性等に関する内容

② 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する。

（１）「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する際の【観点ごとのポイント】

○「知識・技能」のポイント

- ・学習指導要領の（１）の文章中、「知識」について該当する箇所は「球技の特性や成り立ち、（略）について理解する」の部分であり、「技能」について該当する箇所は、各型（領域の内容）の技能の指導内容を示した「ア、イ、ウ」の部分である。
- ・「知識」については、学習指導要領の（１）で育成を目指す資質・能力に該当する指導内容について、その文末を「～について理解している」として、評価規準を作成する。
- ・「技能」については、学習指導要領の（１）で育成を目指す資質・能力に該当する各型（領域の内容）の技能の指導内容について、その文末を「～できる」として、評価規準を作成する。

○「思考・判断・表現」のポイント

- ・学習指導要領の（２）で育成を目指す資質・能力に該当する指導内容について、その文末を「～課題を発見し、～を工夫するとともに、～を他者に伝えている」として、評価規準を作成する。

○「主体的に学習に取り組む態度」のポイント

- ・学習指導要領の（３）で育成を目指す資質・能力に該当する指導内容について、その文末を「～している」として、評価規準を作成する。

(2) 学習指導要領の「2 内容」及び「内容のまとまりごとの評価規準（例）」

学習指導要領 2 内容	球技について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。		
	知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	学びに向かう力、人間性等
	(1) 次の運動について、勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、球技の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、基本的な技能や仲間と連携した動きでゲームを展開すること。	(2) 攻防などの自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えること。	(3) 球技に積極的に取り組むとともに、フェアなプレイを守ろうとすること、作戦などについての話合いに参加しようとする事、一人一人の違いに応じたプレイなどを認めようとする事、仲間の学習を援助しようとする事などや、健康・安全に気を配ること。
	ア ゴール型では、ボール操作と空間に走り込むなどの動きによってゴール前での攻防をすること。 イ ネット型では、ボールや用具の操作と定位置に戻るなどの動きによって空いた場所をめぐる攻防をすること。 ウ ベースボール型では、基本的なバット操作と走塁での攻撃、ボール操作と定位置での守備などによって攻防をすること。		



内容のまとまりごとの評価規 準 例	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	○知識 ・球技の特性や成り立ち, 技術の名称や行い方, その運動に関連して高まる体力などについて理解している。 ○技能 ・ゴール型では, ボール操作と空間に走り込むなどの動きによってゴール前での攻防をすることができる。 ・ネット型では, ボールや用具の操作と定位置に戻るなどの動きによって空いた場所をめぐる攻防をすることができる。 ・ベースボール型では, 基本的なバット操作と走塁での攻撃, ボール操作と定位置での守備などによって攻防をすることができる。	・攻防などの自己の課題を発見し, 合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに, 自己や仲間の考えたことを他者に伝えている。	・球技に積極的に取り組むとともに, フェアなプレイを守ろうとすること, 作戦などについての話合いに参加しようとするなど, 一人一人の違いに応じたプレイなどを認めようとするなど, 仲間の学習を援助しようとするなど, 健康・安全に気を配ったりしている。

＜例 2 〔保健分野〕第 2 学年「(3) 傷害の防止」＞

【中学校学習指導要領 第 2 章 第 7 節 体育「第 1 目標」】及び【改善等通知 別紙 4 体育・保健体育（1）評価の観点及びその趣旨 ＜中学校 保健体育＞】

＜例 1 と同様＞

【中学校学習指導要領 第 2 章 第 7 節 保健体育「第 2 各学年の目標及び内容」

〔保健分野〕 1 目標】

(1)	(2)	(3)
個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。	健康についての自他の課題を発見し、よりよい解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。	生涯を通じて心身の健康の保持増進を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

（中学校学習指導要領 P. 126）

【改善等通知 別紙 4 体育・保健体育（2）学年・分野別の評価の観点の趣旨

＜中学校 保健体育＞ 保健分野】

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
健康な生活と疾病の予防、心身の機能の発達と心の健康、傷害の防止、健康と環境について、個人生活を中心として科学的に理解しているとともに、基本的な技能を身に付けている。	健康な生活と疾病の予防、心身の機能の発達と心の健康、傷害の防止、健康と環境について、個人生活における健康に関する課題を発見し、その解決を目指して科学的に思考し判断しているとともに、それらを他者に伝えている。	健康な生活と疾病の予防、心身の機能の発達と心の健康、傷害の防止、健康と環境について、自他の健康の保持増進や回復についての学習に主体的に取り組もうとしている。

（改善等通知 別紙 4 P. 21）

① 各教科における「内容のまとめ」と「評価の観点」との関係を確認する。

〔保健分野〕

(3) 傷害の防止

(3) 傷害の防止について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 傷害の防止について理解を深めるとともに、応急手当をすること。

(ア) 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などが関わって発生すること。

(イ) 交通事故などによる傷害の多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できること。

(ウ) 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。

(エ) 応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。また、心肺蘇生法などを行うこと。

イ 傷害の防止について、危険の予測やその回避の方法を考え、それらを表現すること。

(下線) …知識及び技能に関する内容

(波線) …思考力、判断力、表現力等に関する内容

② 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する。

（１）「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する際の【観点ごとのポイント】

ここでは、保健体育科の特質を踏まえた手順を保健分野、「(3) 傷害の防止」の「内容のまとまり」を取り上げて解説する。

○「知識・技能」のポイント

- ・「知識」については、学習指導要領の内容「ア傷害の防止について理解を深めるとともに、応急手当をすること。」のうち「傷害の防止について理解を深める」と示している部分が該当し、評価規準は、その文末を「～について理解している」として作成することができる。
- ・「技能」については、「応急手当をすること」の部分が該当し、評価規準はその文末を「～についての技能を身に付けている」として作成することができる。

○「思考・判断・表現」のポイント

- ・「思考・判断」については、学習指導要領の内容「イ傷害の防止について、危険の予測やその回避の方法を考え、それらを表現すること。」のうち、「危険の予測やその回避の方法を考え」と示している部分が該当し、評価規準は「傷害の防止について、危険の予測やその回避の方法を考えている。」として作成することができる。
- ・「表現」については、「それらを表現すること」と示している部分が相当し、評価規準は「傷害の防止について、考えたことを表現している」として作成することができる。

○「主体的に学習に取り組む態度」のポイント

- ・保健分野では、学習指導要領の内容に「学びに向かう力、人間性等」に関する内容が示されていないことから、「主体的に学習に取り組む態度」については、保健分野の目標である「生涯を通じて心身の健康の保持増進を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う」と示している部分を参考にする。評価規準は、保健分野の目標である「明るく豊かな生活を営む態度を養う」を踏まえて、「傷害の防止についての学習に自主的に取り組もうとしている。」として作成することができる。

（２）学習指導要領の「２ 内容」 及び 「内容のまとめりごとの評価規準（例）」

学習指導要領 ２ 内容	傷害の防止について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。		
	知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	学びに向かう力、人間性等
	ア 傷害の防止について理解を深めるとともに、応急手当をすること。 (ア) 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などが関わって発生すること。 (イ) 交通事故などによる傷害の多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できること。 (ウ) 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。 (エ) 応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。また、心肺蘇生法などを行うこと。	イ 傷害の防止について、危険の予測やその回避の方法を考え、それらを表現すること	※内容には、学びに向かう力、人間性等について示されていないことから、該当学年の目標(3)を参考にする。



内容のまとまりごとの評価規準 例	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	・交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などが関わって発生することを理解している。 ・交通事故などによる傷害の多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できることを理解している。 ・自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できることを理解している。 ・応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができることを理解しているとともに、心肺蘇生法などの技能を身に付けている。	・傷害の防止について、危険の予測やその回避の方法を考えているとともに、それらを表現している。	・傷害の防止についての学習に自主的に取り組もうとしている。 ※必要に応じて学年・分野別の評価の観点の趣旨（「主体的に学習に取り組む態度」に関わる部分）等を用いて作成する。